



申請受付期間

令和7年 5/7(水)から
令和8年 3/2(月)まで

受付期間内であっても、申請による補助金交付予定額が補助枠に達した時点で受付を終了します。



国の補助金制度と併用可

電気自動車等購入経費を
一部助成します！電気自動車等の普及に向けた支援として、電気自動車(EV)、
プラグインハイブリッド自動車(PHEV)、燃料電池自動車(FCEV)の購入経費の一部を助成します

補助対象者

個人 福岡市に1年以上継続して住民登録をしている者

地域 自治協議会

事業者 福岡市に事業所等を有する個人事業主又は法人 ただし、独立行政法人等の公法人、
国又は地方公共団体が50%以上出資する法人を除く。 ※FCEVのみ

※今年度からリース契約の場合、使用者(個人・法人)からの申請になります。

※過去本補助金を受けた方が2台目以降を購入した場合は、1台目の初度登録日から4年経過していないと対象外になります。
(財産処分の承認を受けた場合を除く)

※その他要件あり。詳細は要綱をご確認ください。

補助対象車両
・補助額

補助対象車両 (※1)	補助額	補助対象者
電気自動車	10万円(※2)	個人・地域
プラグインハイブリッド自動車	5万円	
燃料電池自動車	60万円	個人・地域・事業者

※1 ①令和7年4月1日(火)から令和8年3月2日(月)までに初度登録を行ったもの

②EV・PHEVについては、自動車検査証に記載の自家用・事業用の欄が自家用であることなど

※2 自動車検査証の「使用の本拠の位置」の住所において、再エネ100%の電力契約をし、かつ、その電力で車両の充電を行う場合は、「5万円」を加算

申請方法

- ・初度登録日から2ヶ月以内に、補助金交付申請書のほか要綱に定める書類を添えて、下記送付先までメール又は郵送で提出してください。(必着)
- ・申請様式は市ホームページでダウンロードできます。
その他、申請の流れや要綱等も掲載しておりますので、ご確認ください。
- ・申請にあたっては、電気自動車等を購入する際に各自動販売店にもご相談ください。

お問い合わせ・申請書送付先

福岡市地球温暖化対策市民協議会事務局
(担当:福岡市環境局脱炭素事業推進課)

住 所 〒810-8620 福岡市中央区天神 1-8-1

TEL 092-711-4204 (平日9:30~17:00 うち12:00~13:00を除く)

FAX 092-733-5592 (申請書類はFAXでは受付できません)

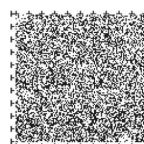
Mail car-charger-hojo@city.fukuoka.lg.jp



詳しくはこちらより検索ください

福岡市 電気自動車 補助

Uni-Voice



Uni-Voice 対応